

閲覧用

**議員定数・報酬等調査特別委員会報告書（案）  
に対するパブリックコメントの結果について**

※持ち帰りはご遠慮ください

議員定数・報酬等調査特別委員会報告書（案）に対するパブリックコメントの結果について

パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

令和4年7月4日（月）～令和4年8月10日（水）

(2) 意見の応募者数及び件数

応募者 41 名、件数 55 件（うち、9 名分 9 件の公表なし）

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
1	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<p>議員定数については議員の仕事がこなせる人数であれば、問題ないと思います。</p> <p>議員報酬については、国会であれ、地方議会であれ、丹波市の民間平均所得と同一では如何でしょうか。</p> <p>議員は当該地域住民の生活向上の為に働くわけですから、地域住民の平均所得を直接、議員報酬に反映すれば、皆さんが納得するのではないのでしょうか。</p> <p>他自治体と比較するものではないと思います。</p>	<p>民間平均所得と議員報酬を関連づけることは、①職能と関係なく支給額を決定することになること、②給与や報酬といった性格の違うものを同一にとらえてしまうこと、③民間平均所得と議員報酬の因果関係が明らかでないこと、などから、採用いたしません。</p>
2	第2部 6頁 定数	<p>議員定数を減らすことには反対です。出来る事なら増やすべきです。</p> <p>民主主義はいろいろな人々の声を聞くことが基本です。</p> <p>昔、資産家の男性にしか選挙権がない時は、女性や弱い者の立場の意見は政治に反映されなかったように、少ない票しか集められない人を切るということは、その人を応援して託し</p>	<p>・議員 1 人あたりの人口は 2020 年の 3,073 人から 2030 年は 3,057 人と減少する予測です。当選に必要な得票数への影響は大きくないものと考えます。本委員会での議論は、現行の選挙制度を前提としており、票の少ない方を優遇することはできません。ご意見は、少数意見が尊重される討議の場としての議会運営へのご意見として承ります。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>た人々を切り捨てるといことです。そのことは、少数者の人権をも切り捨ててしまうことにもつながりかねないのです。</p> <p>また、多く票をとった人が、多くの市民の願いを反映してくれたり、法令を遵守してくれるかという、そうとは言えない事実もありました。</p> <p>かといって、どこまでも議員を増やすわけにもいかないの、予算や運営などの事情も考えて人数を決めることはやぶさかではないでしょう。しかし、20人を18人に減らすということにはなりません。</p> <p>また、『議員の質を高めるため』という意見があるようですが、これも先に記した理由で、何も票を多く集めた人の質が高いとは言えないのです。</p> <p>議員の質を高めるのなら、議会が終わるたびに、議員一人ひとりが別個に活動報告会を開くようにすればいいと思います。議会で傍聴をしていると、議員が市民の方を必ず見ているとは思えないこともあります。有力議員の顔を伺ったり、多数派に安易にのっかったり、ご自分自身があまり考えておられないように思えることがあります。今までの議会報告会でも、個人が責任をもって話をしなければならないような場面を作らないようにしているように見えます。立候補して議員に選んでいただいたのですから、お一人お一人が市民に対して責任を持って話す機会があるべきだと思います。</p>	<p>中段の獲得票数と議員の質は関係ないのご指摘は理解いたします。同時に選良であるためには一定の競争率が必要です。8の「(1)議員定数に関する論点整理」の「カ 競争率及び投票率」から「カ 競争率」を独立させ、文章を次のように修正します。</p> <p>(旧) 競争率及び投票率：現状はいずれも一定水準を保っており、維持するのが望ましい。しかし、定数（あるいは報酬）との因果関係は示されておらず、議論の前提としては取り上げない。</p> <p>(新) 競争率：丹波市議会においては過去5回の選挙において、「立候補者数／定数」は、「40/30」→「30/24」→「23/20」→「28/20」→「23/20」と一定水準を保ってきた。市民に選択肢を提供し、議員が選良であるためには、競争率を保つことが重要である。</p> <p>なお、続く最終段落でいただいている活動報告会に関するご提案については、今後の議会改革に向けてのご意見として承ります。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
3	全体	<p>・多くの数値をベースに論理的に仕上げられた「議員定数・報酬等調査特別委員会報告書(案)」。(案)が削除されると、この特別委員会報告書は「定数」「報酬」を後世代の議員が調査する際の丹波市議会の「ハンドブック」となると考える。</p> <p>故に、日本国憲法を根拠として丹波市議会基本条例前文の主旨の地方公共団体の民主主義を守る「二元代表制の一翼を担う責務のもと」に調査し報告書を作成した旨を添えて欲しい。理由は後世代の市議会議員に「地方議会は二元代表制の一翼として地方の民主主義を守っている」を認識してもらうためである。</p> <p>・議員定数・報酬等調査特別委員会報告書(案)は、地方自治法第112条に基づき議員が議会に提出しようとする、①丹波市議会員の報酬、費用弁償等に関する条例・②丹波市議会議員定数条例・③丹波市議会政務活動費の交付に関する条例の改正及び④議員報酬特例条例の制定に係る、丹波市議会基本条例第26条(議員定数)・第27条(議員報酬)に規定する第1項「改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出する」・第2項「当該改正案を市民に公開して意見を求めなければならない」により作成された資料と解し、報告書(案)「第2部議員定数・報酬等についての提言」に意見を出し、「第1部議員定数・報酬等に検討するにあたって」は第2</p>	<p>報告書に「はじめに」を追加し、「1 委員会の設置」として次の文章を追加します。</p> <p>丹波市議会議員定数については、平成22年度に24名から20名に削減した。以降、現在までの状況の変化の中で、現状の定数の適正性について、丹波市議会としての考え方を市民に明らかにする必要がある。</p> <p>また、議員報酬については、令和元年度の丹波市特別職報酬等審議会(以下「報酬等審議会」という。)の答申に基づき令和2年4月より改定したところであるが、今回、定数調査を行う中で、併せて議員報酬、費用弁償及び政務活動費についても調査研究を行う。</p> <p>以上の目的から、令和3年6月議会において、丹波市議会委員会条例第6条に基づき、議員定数・報酬等調査特別委員会(以下「本委員会」という。)が設置された。</p> <p>地方議会は、二元代表制の一翼を担う重大な責務のもと、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。「地方自治は、民主主義の最良の学校」(ジェームズ・ブライス)とも言われる。議会のあり方を検討することは民主主義の基本を考えることであり、地方議会の重要な責務と考える。</p> <p>本委員会に付託された内容は「丹波市議会議員の適正な定数、報酬、費用弁償及び政務活動費の調査に関すること」である。本</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		部に係る裏打ち資料として疑問・気になる点を列記すること どめる。	委員会では以上の考え方のもと、慎重な審議を重ねた。
4	第2部 6頁 定数	<p>1. 議員定数について</p> <p>合併から10年間の旧6町ごとに算定した財政需要額に伴う地方交付税の交付期間も過ぎ、議員報酬に係る地方交付税における月額報酬単価も平成15年度から下がり続けている。5年ごとの国勢調査によると丹波市の人口は約3,000人が減り続け地方交付税の総額も減り続けている(震災・水災害等の臨時交付税を除く)ことから、現行定数20人を18人とする議員定数の削減の提言は妥当と考えるが、一方で有権者(選挙権を有する大衆)に迎合する安易な定数削減案ではないかとも思える。これは国会と地方議会の議員定数の決め方等から抱く疑問による。</p> <p>①国会議員の定数は、人口や財政の減少が顕著の今日に至っても削減されることがない。選挙区間における投票価値は憲法第14条(法の下の平等)で保障されるもので、「投票価値の不平等は、人口の変動の状態をも考慮して合理的な期間内においては是正が憲法上要求されている。」とする司法判断に基づき選挙区間の格差を選挙区の変更・○増●減で選挙の度に違憲状態を是正している。</p> <p>②地方議員定数は平成23年の地方自治法の改正で「人口規定がなくなり、条例で定める」となった。平成15年改正</p>	<p>前段を受けて最終段落でいただいているご質問の①に答えるため、第1部に「7 議会の機能と議員に求められる能力」を追加します。</p> <p>7 議会の機能と議員に求められる能力</p> <p>地方議会は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条に基づき地方公共団体に設置された「議事機関」である。</p> <p>二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務執行の監視機能及び政策立案機能がある。議員は、議会がこれらの機能を十分発揮できるよう、自ら研鑽し、能力を高めないでほしい。</p> <p>【参考】丹波市議会基本条例「議員の活動原則」</p> <p>第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の選良にふさわしい活動をするものとする。</p> <p>3 議員は、一部の地域、団体及び個人にとらわれず、市民全体</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>の地方自治法「人口5万人以上10万人未満の市30人」・「議員の定数は、条例で特に減少することができる。」から丹波市議会は平成16年30人でスタートし、平成20年24人⇒平成24年20人と8年間で改正前の地方自治法の下限定数30人の3分の2となった。さらに2人削減して18人になると40%削減となる。平成23年から条例で定数は定めるとされたが、『条例で定める議員定数は、現行の定数の削減にしかハンドルは切れない。』と考えられる。①二元代表制で丹波市の民主主義を守る議員定数は？②多様性を求める現代、定数削減による集団（議会）形成は現代社会に逆行する？③議員定数減少の短所として全国町村議会議長会政審幹事会小委員会が平成12年に示した2点（「議員定数を削減すれば、現職議員の強みが増し、若年層・女性の進出が難しくなる。」「各界各層の議員構成にならず、議会が停滞する原因にもなる。」）を懸念する。</p>	<p>の奉仕者としての自覚を持ち、福祉の向上のために活動しなければならない。</p> <p>今日の社会は多様な主体から構成され、地方自治が解決を求められる課題も多種にわたる。そうした中で議員は、市民性を基盤としつつも、政策の担い手としての専門性を高めなくてはならない。</p> <p>議員定数・報酬等を検討するにあたっては、以上の考え方を基礎とし、議会及び議員がこれらの機能や役割を十分に果たせることを最優先とする。</p> <p>また、②及び③については、同じ趣旨の懸念かと存じます。報告書に「さいごに」を追加し、次の文章を記すことで回答といたします。</p> <p>2 議会構成の多様性が失われないよう心がけること</p> <p>全国町村議会議長会政審幹事会小委員会によって平成12年に定数削減の短所として「議員定数を削減すれば、現職議員の強みが増し、若年層・女性の進出が難しくなる」「各界各層の議員構成にならず、議会が停滞する原因にもなる」が示されたと指摘する声があった。</p> <p>丹波市議会においては、定数が24人から20人に削減された平</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
			<p>成 24 年の選挙以降、現在まで 3 回の選挙が行われている。定数削減後も新人が進出し（令和 4 年時点で 3 期 2 名、2 期 10 名、1 期 3 名）、若年層や女性も出ている。平均の議員定数が違う町村議会でなされた、平成 15 年及び平成 23 年地方自治法改正以前の議論をそのまま適用するのは難しいのではないかと推察する。</p> <p>なお、クォーター制の導入を求める声もあった。本委員会でも議論したが、現時点で規制を導入するほどの緊急性はないとの結論に達した。女性や若者、マイノリティなど多様性が重要との認識は共有されており、今後も議会構成の多様性が失われることがないように、心がけなくてはならない。</p>
5	第 2 部 7 頁 報酬	<p>2. 議員報酬について</p> <p>(5)・(6) から「月額報酬の増額改正はしない」と解釈するので、月額報酬に係る意見は提出しない。</p> <p>(7) から「期末手当の支給月を 3.8 ケ月から他市の水準に合わせ 4.3 ケ月とする」の条例改正を行うとして、12 ページの「参考④議員定数・報酬試算表」見てくれとしている。支給月 0.5 ケ月加算の期末手当の増額を計算しなければならない。</p> <p>「期末手当増額改正」に係る意見を求めるには説明不足ではないか。</p> <p>現在 定数 20 人・支給月 3.8 月・加算 10% 年間報酬額 5,598,280 円</p>	<p>期末手当については額ではなく（報酬月額をもとに）月数等を示すものであることから、現状のままの表記といたします。</p> <p>また、期末手当の性格ですが、地方自治法第 203 条において議員報酬は第 1 項で「支給しなければならない」義務規定である一方、期末手当は第 3 項で「支給することができる」可能規定であることから、同一のものと扱うことは適切でないと考えます。以上の理由から期末手当は報酬審議会が答申を求められている対象ではないとの考え方もあり（審議会で期末手当を議論されることを否定するものではありません）、議会において責任をもって決断することとしました。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>改正 定数 20 人・支給月 4.3 月・加算 10% 年間報酬額 5,788,580 円</p> <p>と比較すると、年間報酬増額 190,300 円が見えにくい。この増額分を月割りすると 15,858 円となり、月額報酬に置換すると≒361,000 円となる。月額報酬を増額しないとする(5)・(6)の理由は理解できるが、令和元年の報酬審議会における一言をもって「他市水準と支給月を合す」として増額改正しようとすることに對し、期末手当も報酬であるので(5)の「現状では報酬を増額する時期ではないと判断する。」と合致しないのではないかと考える。</p> <p>現行の年間報酬額 5,788,580 円×定数減 2 人=11,577,160 円の削減</p> <p>支給月 4.3 月で定数 18 人では、190,300 円×18 人=3,425,400 円の増額</p> <p>∴定数 2 人減少の財政メリットを支給月 4.3 月にすることで約 30%押し下げる。市民がコロナ禍の円安・物価高等で生活困窮度が増す中、令和 4 年度改正、令和 5 年度施行をせめて 1 年延長し令和 6 年度以降とすることが市民から信頼を得るのではないかと考える。</p>	<p>最後に時期についてのご提案をいただいています。今回の改正については、人事院による最新の社会状況を反映した分析を参考とし、提案させていただきます。</p>
6	第 2 部 7 頁 環境整備	<p>3. 若者が挑戦しやすい環境整備について</p> <p>定数減少は 1. ②で記したように「議員定数を削減すれば、現職議員の強みが増し、若年層・女性の進出が難しくなる。」</p>	<p>調査対象にすべきではないとのご指摘ですが、本委員会では、車座ミーティングでのご意見を受けて「報酬」についての観点から議論を行ったもので、必要な事項と考えます。見出しを変更し、</p>



No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>のデメリットがある。現在の定数 20 人の年間報酬額 5,598,280 円・政務活動費月額 10,000 円・出勤日数で支給される費用弁償・議員年間出席日数 75 日前後は丹波市の民間企業の給与からすると丹波市議会は多くの若者だけでなく壮年者まで就職したいと考える職場といえる。</p> <p>4年に一度リストラに合い、再雇用されるための採用試験(選挙(当選・落選の50%確率))で地方議員となる制度から、地方議員(非常勤特別職)は安定した職ではなくなる。ただし、地方議会は憲法の守られた安定した団体である。生活基盤が安定し、民主主義の「質」は考えない多数決の原理では勝算のある若者しか挑戦しないのが現況と考える。</p> <p>∴3は調査対象にする項目ではないと考える。</p>	<p>この主旨が伝わりやすいようにします。</p> <p>(旧) 若者が挑戦しやすい環境整備について (新) 若者が挑戦しやすい報酬について</p>
7	第2部 8頁 報酬	<p>4. 議長、副議長、委員長、副委員長の報酬について 議長 467,000 円⇒改正しない。副議長 383,000 円⇒改正しない。</p> <p>常任委員長・議会運営委員長 372,000 円⇒362,000 円(対議員増加率5%)に改正</p> <p>常任副委員長・議会運営副委員長 362,000 円⇒役職報酬増額を廃止(346,000 円)に改正、常任副委員長・議会運営副委員長の役職制度を「副委員長制を廃止」にしないと議長・副議長・常任委員長・議会運営委員長に対する「役職報酬増額」が成立しなくなる。</p> <p>∴「報酬」の改正だけでなく「役職制度」改正も必要となる</p>	<p>これまでも例えば特別委員会の委員長には報酬増額はしていないなど、制度としての役職と報酬規程は連動するものではないと考えます。</p> <p>「役職制度」の由来が分かりやすいよう、本項に次の説明を加えます。</p> <p>議長及び副議長は、地方自治法第103条に基づき選任するもので、議長は「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する(同第104条)」もので、それぞれの委員会への出席はもちろん、事務の統理のため、執務日数もほぼ毎日と多い(参考③)。また、副議長は同第106条に「議長に事故が</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		では。	<p>あるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う」と定められている。議長会への出席など議会を代表しての議長の行動を、共にすることが多い。</p> <p>委員長、副委員長については、丹波市議会委員会条例第8条に基づき置くもので、委員長の職務は「委員会の議事を整理し、秩序を保持する(同第10条)」とされ、委員会での調査のとりまとめや報告なども期待される。一方で副委員長は同第11条で「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う」と定められている。</p>
8	第2部 8頁 費用弁償	<p>5. 費用弁償について</p> <p>地方議員は「非常勤特別職」から市職員(常勤職員)と同じく「旅費(通勤費)」は法的に支払われるものであるから、「以上の事情を踏まえ、・・・、距離によって立候補がためらわれたりすることがないよう、・・・。」の「距離によって立候補がためらわれたりすることがないよう、」は蛇足であるから削除されたい。</p>	<p>ご指摘通り、「距離によって立候補がためらわれたりすることがないよう、」を削除します。</p>
9	第2部 8頁 政務活動費	<p>6. 政務活動費について</p> <p>市民が向上を望む『議員の質』を『議員力』で受けて「質」も「力」は抽象的に向上したかの評価を市民ができない。「政務活動費の使用用途・活動日数・額を活動結果として報告会で公表し評価判定してもらおう。」にならないか疑問が残る。</p> <p>丹波市自治基本条例第24条(市議会議員の役割と責務)第</p>	<p>「議員力」が抽象的とのご指摘の箇所を以下のように訂正し、引用いただいている丹波市自治基本条例の該当部分を参考として付します。</p> <p>(旧) 議員力を向上しなくてはならない。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>2項「・・・審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。」そして、丹波市議会基本条例第20条（政務活動費の執行及び公開）第1項「・・・・政策立案等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行にあたっては、・・・」と定義されていることから、『議員力』を『審議能力及び政策立案能力』とすべきである。</p> <p>18人を定員とすると削減できる年間報酬額 5,599,280円/人×2人=11,198,560円、総務文教・民生産建・議会運営委員長の3人の減額年報酬額（6,018,960円－5,857,160円）×3人＝485,400円、3副委員長の役職加算の廃止年報酬額（5,857,160円－5,788,580円）×3人＝205,740円  ∴制度改革による年報酬削減額 11,889,700円。</p> <p>政務活動費を5,000円増額した場合 15,000円×18人×12ヶ月＝3,240,000円。</p> <p>4年間ごとに評価試験（選挙）議員にあつては、制度改革による減額の6割を政務活動費に充当すればと考える。700万円を充当するとして、7,000,000円÷18人÷12ヶ月≒32,000円⇒地方公共団体の民主主義を守る「二代表制の一翼を担う責務の地方議員」の『審議能力及び政策立案能力』を向上させるための政務活動費は月額30,000円とする改正案を議会に提出されることを願う。</p>	<p>（新）議員力である審議能力及び政策立案能力を向上しなくてはならない。</p> <p>【参考】丹波市自治基本条例第24条第2項  市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければなりません。</p> <p>なお、後段にある、政務活動費を報酬額と連動して考える考え方はとりません。ご指摘いただいた「審議能力及び政策立案能力」の向上のために適切な額という観点から検討を加えた結果、今回の提言にある増額幅のままとさせていただきます。</p>
10	第2部	7. 議会モニター制度の導入	議会モニター制度については第2部提言から削除し、報告書に

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
	9 頁 議会モニター	<p>日本国憲法第93条に規定する首長と議員は直接選挙する二元代表制で地方公共団体の民主主義を守る。市長モニター制度がリコール（解職請求）と置き換えたとしても、議員活動のみ外部評価を取り入れるのは異議が生じる。まして議会の長である議長も外部評価を受けることは「丹波市議会」の軽視を啓発することになると考える。自治体民主主義の根本は「首長・議員の直接選挙が無投票にならずに実施されること。」である。これを担保するのは「議員評価は選挙において為される原則」を遵守することが第一である。自民・公明・共産党員会派に属する議員に係る適正な外部評価が下されるか甚だ疑問である。公募委員に党員が応募することを考えると、公募委員の応募条件・選定基準、評価基準の適正さが求められ、多くの「政務活動時間」が費やすことの懸念も含め、「議会モニター制度の導入」には反対する。</p>	<p>追加する「さいごに」の「3 議会の活性化と議員力の向上について」で例示的に加えるにとどめるものとします。追加文案については、No.15の回答をご参照ください。反対とのご意見は今後の議会改革議論における参考とさせていただきます。</p>
11	第2部 9 頁 特例条例	<p>8. 議員報酬特例条例の制定</p> <p>丹波市自治基本条例第17条第3項：「市長等は、計画等を市民にはかるときは適切な時期に、わかりやすく情報を提供し、パブリックコメント、アンケート調査、説明会や公聴会の開催等多様な方法を提供するとともに、市民同士で意見交換ができる場の提供等の支援を行わなければなりません」とある。</p> <p>条例制定（案）は市民に公開されたと解するも、①今、条例</p>	<p>報酬に関わる事項でしたので、今回の報告案で素案を示しています。</p> <p>ご指摘の点については、条例提案の段階で必要なこととして、ご意見を承ります。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>制定しなければならない明確な理由、②条例制定提出に至った経過・調査内容の情報を提供がなければ、精査された条例制定(案)に係る意見等を提出できない状態である。</p>	
12	全体	<p>Ⅲ. 第2部に係る疑義  「2. 議員報酬」・「4. 議長、副議長、委員長、副委員長の報酬」・「8. 議員報酬特例条例」は「丹波市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例」の改正となるから、『丹波市特別職報酬等審議会』の意見を聴き、改正(案)を議会に上程する行程となるのか。</p>	<p>丹波市議会基本条例第27条第2項において、委員会又は議員が改正議案を提出する場合が示されており、第3項においてその場合は「市民に公開して意見等を求めなければならない」と規定されています。今回この規定に基づいて提案をさせていただきます。</p>
13	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<p>Ⅳ. 第1部に係る意見  ・丹波市全域が選挙区である。報告書(案)の精度に疑義をもたせる、1ページの「【3】公職選挙法第15条第8項の説明枠」及び4ページの「ウ 小学校区数/議員数：選挙区は市全域であり、前提条件として取り上げない。」は蛇足であるから、削除すべき。  ・議員(非常勤特別職)報酬は「一定の役務の対価として与えられる反対給付」、一般職員(常勤職員)給与は「勤務に対する反対給付」の定義、更に『地方議会議員の「報酬」は、議会の議員が行う勤務に対する反対給付であり生活給ではない点で、常勤職員への「給料」とは区別されるとされている。』ので、5ページの「ケ 一般職との比較：・・・・・・」75%水準」は表記すべきでないとする。</p>	<p>・「1 歴史的経緯」のあとに「2 選挙区について」を追加します。公職選挙法についての説明枠は1からこちらの項に移動、論点整理にある「ウ 小学校区数/議員数」は削除します。</p> <p>2 選挙区について  公職選挙法第15条第6項では、市町村に必要なときは選挙区を設けることができると規定し、各選挙区における定数は人口に比例して定めるように規定している。</p> <p>【参考】公職選挙法第15条第8項  各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることが</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
			<p>できる。</p> <p>丹波市においては、選挙区は導入しておらず、市全域で一つの選挙区としている。この方針は変更しない。</p> <p>・「ケ 一般職との比較」部分は削除します。</p>
14	第2部 6頁 定数	<p>私は、丹波市に14年前に転入しました。都会に近く便利な田舎ぐらしができ、移住者も多く丹波市議会にも関心を寄せています。</p> <p>しかし、この度、議員定数減の提案が出されたことにとんでもないと考えています。</p> <p>殆ど発言しない議員がいたり、会派にしばられて自分の意見を述べない議員がいたり、もっと積極的に市民に呼びかける活発な市議会を望んでいます。そのためには、これ以上議員を減らすことに反対です！</p>	<p>提言の主旨は変更しません。</p> <p>議員の質についてのご指摘に関しては No15 をご参照ください。</p>
15	第2部 6頁 定数 7頁 報酬 8頁 政務活動費	<p>まず、議員定数についてであります。率直に申し上げますと、結論から申し上げ、現行の20人はもとより18人でも多く、この機会に16人体制が望ましいと考えます。</p> <p>1. その一つとして誠に失礼ながら議員それぞれの方々の勉強不足と申しますか、レベルの低さを禁じえません。私は自治会役員当時、よく傍聴に行ったものですが、今はライブ中継があり、自治会長会々長としての各種審議会。委員会など</p>	<p>定数について、提言の主旨は変更しませんが、貴重なご意見として承ります。</p> <p>1でのご指摘に関しては、報告書に「さいごに」として「3 議会の活性化と議員力の向上のため不断の努力を行うこと」を追記します。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
	9 頁 議会モニター	<p>幅広く経験させていただき、行政の考え方を重ねながら議論をお聞きしていました。コロナの影響や社会経済の変化、スピードも当時とは違いますが一部の議員ですが一般質問においても、常識で考えても情けなく、市議会議員としての資質を疑うところがあります。</p> <p>議員の皆様は丹波市民の代表です。発言には責任が伴います。出身地域の代表ではなく丹波市全域の代表議員であることを自覚し活動願いたいものです。</p> <p>2. 平成 16 年、旧 6 町が合併し当時面積では神戸市に次ぐ広域な丹波市として発足いたしました。当時合併協議会では旧各町が抱える課題や利害も多く、6 町の合併については難産でした。当時の各町長も計り知れないご労苦の連続で、今では過去の話になりますが、6 町という広域合併に伴い、未だ「旧町の壁」が高く、先に申したように出身地域に拘った発言が散見され、某議員に提言いたしました。一市民から見て対等合併としたなかで、旧町名が市議の活動の邪魔をしているのではないのでしょうか。</p> <p>もっと言えば過疎債という国の政策を聞いたことがあります。丹波市では青垣町、山南町が適用地域に認定されているようですが、30%は地元丹波市負担で市民全体の税金です。</p> <p>実際人口減少率など国の算定基準としては旧町括りで仕</p>	<p>3 議会の活性化と議員力の向上のため不断の努力を行うこと 議会における討議の質及び議員の質についてのご意見が多く提出された。</p> <p>本委員会としては、報酬の検討にあたって原価方式を示すことによる議員活動の透明化、政務活動費の増額と一層の情報公開を通じた議員力の向上、選良を維持するための定数削減等を提言することを通して、これらの意見に応えた。</p> <p>しかしながら、議会としては引き続き、議会モニター制度の導入検討など不断の議会改革を通じて、丹波市議会基本条例の前文に記された「議員間の活発な討議と併せ自己研鑽及び資質の向上を図り行政との持続的緊張関係の保持に努めなければならない」との主旨の徹底を図らなければならない。</p> <p>2でご指摘いただいた選挙区については、第 1 部に「2 選挙区について」を追加し (No.13 をご参照ください)、ご意見を反映させていただきました。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>方がないと思いますが、青垣では佐治地域、山南では谷川、和田地域など過疎と考える地域ではなく、市域全体から見れば税金の使い方として不公平を感じます。例えば市条例などを制定し、国の政策でも市で投資先を限定することを考えれば議員さんの考えも変わるでしょうし、市民の不審感も減少するでしょう。</p> <p>この際、丹波篠山市（今田町以外）のように高い、高い壁になっている旧町名をなくしても良いのではないかと思います。市民も旧町域に捉われず、丹波市民としての発展に寄与すべきでしょう。</p> <p>勿論、票田は地元中心かも知れませんが、一部の方々は地元拘らない選挙活動がなされています。然しながら、今なお村型選挙に頼っておられる議員各位の自覚が求められます。</p> <p>3. 特別委員会では議員定数 18 名と評価をされましたが、私の市民目線では市議会会派やその内部事情は分かりませんが水面下ではいろいろと雑音も聞きます。特別委員会としては会派の意向に沿った、答えありきで無難に纏められたように感じます。</p> <p>しかし丹波市に限らず全国的に人口減少、少子高齢化・・・丹波市の産業経済構造からみても、生産人口の減少率はさ</p>	<p>3で市民との関わり方についてご提案をいただいています。議会活性化に関する貴重なご意見として承ります。</p>



No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>らに高くなりますが、特別委員会では「市民との距離が開き多様な声が拾えなくなる」と懸念されています。</p> <p>今、市民と市議の接点は「たんぱりんぐ」「市民との意見交換会」「議会傍聴（ライブ中継）」程度。5月に行われた意見交換会での市民参加は新型コロナに伴う影響がなかったとは言えないかも知れませんが、特に人数制限など制約があった訳でもないのに、生郷地区が7人、柏原が6人であり、到底、市民との意見交換会を行ったとは言えず、特別委員会の言われる「議員定数削減と多様な声が拾えなくなる」の説明は成り立たない。つまり市議会に対し市民は関心がなく、行政とともに市民の期待感はないと言っても過言ではないと思います。議員の方々も次回選挙を楽に戦いたい！こんな思いも見え隠れします。</p> <p>同報告書P9―「No.7 議会モニター制度の導入」についてはモニターの負担など現在の議員レベルでは難しい面もありますが、将来、是非とも実現に結び付けてほしいと思います。議員定数16人は議長を除く15人であり、少数精鋭、議員の研鑽、責任感で十分機能すると確信いたします。前回の選挙でもそうでしたが、議員定数と立候補者数に差が少なく、それだけ市議のなり手がいないのかも知れませんが、競争力がないのも市議レベルの向上に繋がっていないことだと思います。</p>	

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>市民から見た市議会も、もう一步先を読んでほしいし、この議員定数はさらに勇断が必要です。述べてきた課題解決、対策を講じるのは市議会議員のレベルアップに他ならないと考えます。</p> <p>少数精鋭こそ行政と市議会との両輪的機能が発揮できるのではないのでしょうか。</p> <p>厳しいことを申し恐縮ですが、これは現実の話です。</p> <p>安易に過ごされる議員は丹波市には不要です。今の体質では行政側でも良く感じることでありますが民間企業では成り立ちません。どちらも厳しさが無いのです。</p> <p>4. 前回の見直しから 10 年、現在の丹波市総人口が約 6 万 3 千人（6 月末広報 6 万 2 千人）2030 年の人口推計では 5 万 5 千人、2040 年には約 4 万 8 千人、（社人研「日本の地域別将来推計人口」を参考）と推計されています。</p> <p>議員一人当たりの人口は  特別委員会報告案 18 人＝3,162 人（6 月末広報値 3,444 人）  現状の私案 16 人＝3,952 人（6 月末広報値 3,875 人）  2030 年私案 16 人＝3,437 人</p> <p>*人口の差は学生や単身赴任者などの影響と見ます。  となり、大幅な差異はありません。先にも述べたように「多</p>	<p>4 について、2030 年定数 16 人の場合、本委員会でも 3,499 人と試算しておりご指摘の試算と大きな差はありません。本委員会では、現在の 3,073 人とほぼ同じ 3,057 人となる、定数 18 人との提言を維持いたします。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>様な声が拾えなくなる」への影響は無いと考えます。また老年人口（65歳以上）も2030年頃まで現状推移し、高齢者平均年齢はまだ高くなることも考えられます。（2020年 男81.64 女87.74）</p> <p>一方、生産年齢人口（15～64歳）はすでに年々減少の一途をたどっています。</p> <p>10年先まで見た時、近似値であり、さらなる思い切った改革を求めます。</p> <p>5. 次に「月額報酬」は据え置きとのことですが、私、個人的には定数減に見合って増額すべしと考えますが、わたしの周囲は大体の意見が据え置き賛成のようです。</p> <p>現行報酬が多いか少ないかは別として、若い世代の市議としての魅力、市議として尽力できる（生活能力）ための報酬額が無ければよき人材も生まれてこないわけであり、人材育成が市議の競争力を育むのだらうと思います。</p> <p>今の議員の皆様の活動実態が見えないことに大きな問題があります。地元から当選された議員ですら当選以降今まで一度も顔を見たこともありません。</p> <p>折角「政務活動費」を1万5千円とされた訳ですからさらに精力的な活動を期待いたします。</p> <p>昨年、一昨年とはコロナの関係で政務活動が出来ず返金が多かった様に思いますが、過去から毎年返還（活動費は7</p>	<p>5でいただいた報酬と政務活動費についてのご意見について、議員活動についての貴重なご提言として承ります。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>～80%) されています。しかしそれぞれの会派がどのような政務活動をされたのか、その活動成果は今後の議会活動にどう活かされるのか、まったく開示されていません。今後、活動成果が分かるように報告を求めます。</p>	
	その他	<p>6. ライブ中継について、私も毎回見ているわけではありませんが録画を見たくても再生に時間を要し、そのままになってしまっています。</p> <p>事務局の方にはお願いですが、翌日になって訂正があったりしますが、取敢えず翌日には再生できるよう特にお願いいたします。さらに発言者が誰なのか小さくて見えません。もっと拡大を考えてほしいと思います。</p>	ご意見承りました。
16	第2部 6頁 定数	<p>議員定数が減ることにより、支援組織や地盤を持たない若者、少数者などの意見が議会に反映されにくくなるため、議員定数は現状維持がよいと考えます。</p>	No.4 をご参照ください。
17	第2部 6頁 定数	<p>1. 素案内容は市民、有権者側からの提起されたものではなく（市民との意見交換会も僅か82名、定数問題は極々1部、子育て、ジェンダー、福祉等多岐にわたっている）さも市民、有権者の代表的な声のように取り上げているが議員の「身分」、権益、役職などは1歩下がって議論するべきで市民全体的に関わる課題こそ最優先で政策提言、要求実現に努力すべきで僭越すぎる。</p>	<p>1. 報告書に「はじめに」を追加し、議会としての考え方を記させていただきました。議会のあり方を検討することは民主主義の基本を考えることでもあり、二元代表制の一翼を担う議会の重要な責務であると考えています。</p> <p>2. 報告書に「さいごに」を追加し、ご理解いただけるよう、</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>2. 定数に関わっては人口減少と議員の一人当たりを基準にしているが説得力がない。市民との距離、多様な声の収集に懸念等もだされているがここが1番議員としての資質能力が問われているところで、人口が多かろうとそうでなかろうとどれだけ市民に寄り添おうと努力するかである。また、他市と比較(人口規模)しているがこれも意味がない。密度、市域面積、文化、伝統、歴史、住民の年齢構成等々、異なるのだから。</p> <p>3. 市民、有権者の日々の要求は多様化している。これらを汲み上げる時我武者羅に議員の数を確保すべきではない(市財政とのからみで)が今減らすタイミングではない。先ず議員の「職業意識」(現状報酬では生活面で不安だ)を払拭し奉仕者意識こそ認識すべきだ。</p>	<p>説明を尽くしました。</p> <p>3. 追加した「はじめに」及び第1部「3 議員報酬の性格を巡る議論」をご確認ください。</p>
	その他	<p>4. 今回「素案」がまとめられてパブリックコメントに付されたが賛同、反対、再検討などの声があるだろうが、その時特別委員会はどのように対応するのか? 「委員会で採択された」とそのまま議案審議に付すのはパブリックコメントをアライズづくりとの批判を免れる理由にしないためにも、再度特別委員会で審議することを求める。</p>	<p>ご指摘の通り、特別委員会で審議し、パブリックコメントをふまえた相応の見直しを行います。</p>
18	第2部 6頁 定数	<p>まず、特別委員会の報告書(案)にもありますが、量よりも質。 議員活動の質の引き上げに努力されたい。(5月に開催された</p>	<p>・クォーター制導入については、採用しません。本委員会での議論を、報告書「さいごに」の「2 議会構成の多様性が失われないう心かげること」に追加し、以下のように記しました。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
	7 頁 報酬	<p>「市民との意見交換会」に参加して感じました)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数について 削減の 18 で良いと思います。 そのなかで、クォーター制の導入を検討してほしい。女性、障害をお持ちの方、若者、性的マイノリティの方などが参加しやすい枠組みを作ってほしい。 定数 20 のままなら、2 枠を、上記クォーター制の特別枠に設定してもらいたい。 議員定数に関係する委員会数について。現在のように各委員会 10 名もおられたら、各議員から積極的な意見が出ているか疑問。各委員会 5～6 人で構成し、各議員が責任を持って委員会での議論ができるようにするべきでは？</li> <li>・報酬について 一般の最低賃金もなかなか 1,000 円に達しない現状では値上げは難しいと思います。現状維持で。 政務活動費も有効活用できていない活動状況での報酬アップは難しいです。 例えば、民間企業のようにインセンティブがつけられたらいいですね。頑張った方への報酬、若い議員さんへの応援資金など。市民が選挙で選んだのですが、議員になってからの働きをチェックしてそれが報酬につながる制度があれば、市民</li> </ul>	<p>なお、クォーター制の導入を求める声もあった。本委員会でも議論したが、現時点で規制を導入するほどの緊急性はないとの結論に達した。女性や若者、マイノリティなど多様性が重要との認識は共有されており、今後も議会構成の多様性が失われることがないように、心がけなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インセンティブのご提案について。議員は主従関係のない職務ですので、報酬評価の導入は難しいと考えます。</li> </ul>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		も議員活動に興味を持つのではないのでしょうか？	
19	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<p>○素案に対する意見</p> <p>①定数改定案は、定数増加案を検討対象から除外して、4減、2減、現状維持の3案を提案し、定数削減に誘導しており問題があります。</p> <p>2011年地方自治法改正によって国は、2003年以降人口5万～10万未満の市区町村の議員定数の上限(30人)を撤廃し、議員定数を市の条例で独自に改定できることになりました。丹波市は翌12年の選挙で24人から20人へ削減する条例案の法的根拠を公職選挙法第15条第8項に基づいて、過去10年間で1割(約6000人)人口が減ったことを大幅削減の理由としています。しかし国の人口区分ごとに定数の上限を定めてきた従来の「人口規定」の撤廃は地方分権上、定数設定の権限を市区町村に移譲したものですし、その後市区町村議会で法的根拠とする公職選挙法第15条第8項でも「人口に比例し、近隣団体との均衡を考慮して条例で定める」とあるだけで増・減・現状維持といった定数の範囲を定めたものではありません。ただ議員定数を条例で定めるにあたっては、定数に対する民意の関心の程度が十分に考慮されるべきで、単純に人口数の増減だけで定数の範囲を決めるのは問題があります。例えば人口に比例してマイノリティと言われる様々な障がいを持った人たちや女性、若</p>	<p>まず、①の冒頭の3案併記についてのご指摘は、客観的な議論の中で出てきた3案を併記し、比較検討したものです。また、議会構成の多様性については、No.4に回答した通り追記しておりますので、ご参照ください。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>者等の代表が議員になれるような開かれた議会ならば、定数削減案ではなく増加案が多数を占めるだろうし、議員定数問題に無関心な層が多数だと市民の意見は反映しにくくなり、議会の構成も多様性を失い、さらに議員そのもののなり手が少なくなるといった問題です。</p> <p>②人口に比例して議員定数を確定する「人口規定」制度は、地方消滅を促進させる元凶です。人口増加につながる大胆な住民サービスこそ議会で条例化が必要です。</p> <p>丹波市では 1995 年をピークに人口減少傾向となり 2005 年から 5 年毎に 3000 人以上が減少。出生数も 2011 年まで 500 人台をピークに現在は 300 人台を割り込んでいる。つまり女性が子を産み育てるために必要な総合的な施策を行政が積極的に講じなかった結果と見なされても仕方がないのが実情です。しかし、不思議なことに素案の「歴史的経緯」を見ると人口減少で税収が減った分、議員定数を削減するのが当然という考え方を基本にして市制発足以降一度も定数を増加せず削減し続けてきました。どこかで人口増加に転じる抜本施策が必要なのに、財源がないという理由から無駄な支出のカットを基本に全般的な予算見直しを繰り返しています。市民生活に直結する予算はそのたびに削られて家計のやりくりは苦しくなるばかりです。これは負の循</p>	<p>次の②で頂戴した人口減少対策に関するご意見は、貴重なご提言として承ります。</p>



No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>環です。</p> <p>2014年に出版されベストセラーとなった、前総務大臣・増田寛也氏の著書「地方消滅」は、巻末に「全国市区町村別将来推計人口」の統計表を掲載し、都道府県別に若年女性（20～39歳）の人口減少率（2010年→2040年）が5割を超えると896自治体が消滅可能性都市、推計人口が2040年に1万人未満になる523自治体が消滅可能性推定地域となる全市町村予測を公表し、少子化対策に取り組むよう警鐘を鳴らしました。丹波市も消滅地域予測の一步手前ということで私も衝撃を受けた記憶があります。2014年頃のことだからちょうど丹波市の議員定数が24から20に削減された時期と符合します。つまりこの時から人口減少→定数削減という方向が常態化してきたと理解できます。それだけインパクトが強かったのに、少子化対策は一向に進まなかったのはどうしてなのか、今まで解りませんでした。この本を読み直してみると「プラスの循環への転換」に大半の紙数を割いており、子育て世代への大胆な少子化対策を中心に、働き方改革、若者・若年女性の登用といった様々な取り組み方をあげ人口減少から増加に転じる方向が提起されているのですが、おかしなことに殆どの市町村では、人口減少→地方税収減少→支出削減を繰り返しながら「消滅」を先延ばしする道を歩み続けてきました。しかしそれはもう限界ではな</p>	

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>いでしょうか。政治や行政の施策の発想を根本的に転換しなければならなくなっていると思います。</p> <p>つい最近になって、子育て支援策で9年連続人口増加を達成した明石市の泉房穂市長がネット上で話題になり、これはすごいと関心を持ったのですが、地方自治体の首長の発想は、一貫してこれまで「家庭内部の問題は家族が解決すべきで、政治や行政は家族や家庭問題に介入してはならない」というきわめて古い考え方に縛られて身動きできなくなっていたことが指摘されています。政治家の信条の一つに「法は家庭に入らず」という考え方が近代国家の政治思想として長く受け継がれ、いつの間にか私たち市民の間でも家族内部のことは外部に漏らしては恥ずかしいという発想が染みついてしまっていたことに気づかされました。25年以上続く経済不況下でコロナ禍が加わって庶民の暮らしはどん底になりつつある中で、社会的弱者ほど誰にも頼れず自死する事態に今の社会はなってきました。住民の生活に最も身近な市区町村行政が先頭に立ってみんなで支え合う社会に変わっていくことこそ今必要だというのが、人口減少社会から脱出するためのヒントだと私は思いました。</p> <p>③「6-議員定数・報酬についての提言」は、少々上から目線であり、市民からの定数問題での意見や感想を殆ど拾えて</p>	<p>③でいただいたご意見のうち前半の市民の声については、議会主催のほか、各種市民団体のご協力を得て、通常の市民との意見</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>いないように思います。</p> <p>一議員当たりの人口規定を丹波市の場合約3000人超としているようですが、日常活動の上でその人数の市民の意見を十分拾えているとはとても思えません。定数を増やすか減らすかの判断基準はそれなりの実績をもとに算出されているのですが、市民の関心の低さもさることながら聞き取る内容が議員主導であれば多様な意見に対応できなくなることもあるでしょう。定数を減らせば議員の活動が見えにくくなるというのはまるでノルマを達成できなくなり、逆に人口規定をオーバーして定数を増やせば、議員一人当たりのノルマの数が減って市民の議員に対する負担額が増えるという評価ですから、例えば定数18人案が人口に比例して合理的であったとしても、質の良い議員さんが育つとはとても思えません。</p> <p>さらに「若者が挑戦しやすい環境整備について」の記述も非常に不適切だと思います。若い議員を育てるための様々な優遇措置の在り方をもっと手厚く考えれば済むことで「若い人の挑戦を応援するという以上の合理的な説明が難しい」などというのは初めから若者が挑戦しやすい環境整備をする気がないということでしょう。</p> <p>こうした上から目線の考え方の先輩がいるとすれば、待遇がどんなに良からうが立候補しづらくなるのが当然でしょう。削除してください。</p>	<p>交換会以上に各層の意見を収集しました。説明が足りませんでしたので、「9 市民との車座ミーティングを開催して」に以下のように追記しました。</p> <p>Fの「若者」対象の会については商工会青年部、丹波大空の会（農業者団体）及び丹波青年会議所に、Gの「女性」対象の会についてはNPO法人Tプラス・ファミリーサポートに、それぞれ参加者募集を、Hの「まちづくり」団体関係者対象の会については市民活動支援センターに、参加者募集や会の運営の協力を得て開催した。A～Eの「一般」の会については、各地域の住民センター等を利用して開催した。</p> <p>後半でいただいている「若者が挑戦しやすい環境整備について」については、ご指摘の箇所を削除し、以下の通り簡潔な表現に改めます。なお、No.6もご参照ください。</p> <p>(旧) 3 若者が挑戦しやすい環境整備について 市民からの意見で強かった「若者にとって安心して挑戦できる報酬に」との声に対し、次のような考え方がある。 役務の対価である月額報酬部分はそのままとし、期末手当算定基礎額を求める加算割合について、戦略加算を新たに設け、年齢が若くなるほど加算率を上げることで、若い層ほど報酬額を手厚</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
			<p>くする考え方である。</p> <p>以上の考え方については、年齢によって報酬に差額をつけることは、若い人の挑戦を応援するという以上の合理的な説明が難しく、先行事例についても小さな町村であり、報道によれば「お金のためという指摘からかえって立候補しづらくなる」など否定的な声があることから、丹波市議会において導入するには適さないと考える。</p> <p>(新) 3 若者が挑戦しやすい報酬について</p> <p>市民からの意見で強かった若者が安心して挑戦できる報酬に関し、一例として期末手当を若者に傾斜して増額する考え方を示して検討した。</p> <p>しかし、先行事例は議員のなり手不足がより深刻な小さな町村であり、報道によれば「お金のためという指摘からかえって立候補しづらくなる」など否定的な声があることから、丹波市議会において導入するには適さないと考える。</p>
	その他	<p>○議員定数・報酬等調査特別委員会への提案</p> <p>①議員定数問題は、緊急性がなく、改めてコロナ第7波が落ち着く来年まで延期を検討する提案</p> <p>この素案の巻末に議員定数・報酬関係条例の改正日程が提案されていますが、パブコメを提出した一市民として、今回の議員定数の削減にかかわる条例化に対する市民全体の</p>	<p>まず、①で延期の提案をいただいています。本委員会では、1年以上をかけて十分審議を尽くしてきており、延期はしません。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>異常な関心の低さに危機感を感じております。それは私の反省を含めてであります。特別委員会の市民に対する情報提供、意見聴取等は1月末から開始され、2月に集中した市内5地区での車座ミーティングをはじめ、7月下旬の市民プラザでのパブコメミーティングを含め計9回行われていると承知しています。</p> <p>しかし、いずれも少人数の開催で計50人前後の参加者であったようです。半年以上時間を投じて、市の広報誌をはじめSNSやFMたんば、チラシ等様々な媒体を活用し情報発信に努められた結果ですから、主としてこの問題への市民の無関心と第7波・感染症への警戒が原因だと思います。</p> <p>その上でぜひご検討いただきたいのですが、議員定数改正条例は、2年後の丹波市長・市議選挙から実施される計画ですから、来年までに条例改正を延期しても十分間に合いますので、12月議会採択を来年度まで延期し、定数3案を標記のように見直してください。</p> <p>とりわけ問題なのは、議員定数改定への市民の関心が高まっていませんし、加えて、現在コロナ感染症の拡大が異常な速さで進んでおり、日本は今、死者数/罹患者数の致死率で世界一という第7波が、各地に拡大している事です。2018年以降コロナ感染症が全国化して、毎年新たな変異株が発生と鎮静化を繰り返し現在7度目の感染拡大が25年以上も</p>	

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>続く経済不況に加えて石油や食料品の値上げが市民生活を追い詰めています。優先順位から考えて議員定数の改定よりも、市長を先頭に市職員と現有議員が一丸となって増加する一方の生活弱者の救済を核とする少子化対策に奔走してほしいというのが私の知る限りの市民の反応でもあるからです。定数改定問題に関する市民の啓発には時間が必要です。議会と市民の間の問題意識の差がパブコメへの反応にも現れていると思います。</p> <p>②「子ども支援策」で9年連続人口・税収増加の明石市の経験に学び、人口減少から増加へ転じていくことは丹波でも可能です。丹波独自の少子化対策を策定することで人口減少→議員定数削減という発想を転換することは、今回の定数改定を延期してほしいという提案と連動する問題です。</p> <p>意見②で触れましたが、長い間の人口減少から増加への転換など不可能と思いついてきた私たちにとって、近隣や類似の自治体と横並びになって「丹波市消滅」を先延ばしするだけの消極策ではなく、独自の積極的な施策を掲げて「負の循環」から抜け出した自治体から学ぶ必要があります。これまで私たち市民も市民の代表である議員の皆さんもそして市長をはじめ行政の職員も、議員定数問題の背景を人口減少＝税収減少と深く関連付けたように、財源を国に依存</p>	<p>②の冒頭で人口減少や財政に依拠することの危険性をご指摘です。当委員会の姿勢として、第1部に「7 議会の機能と議員に求められる能力」を追加しました (No.4 参照)。</p> <p>明石市の事例等を引用したその後のご意見については、貴重なご提言として承ります。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>する地方自治体にとって自律した独自の財政政策は不可能と思ひ込んできました。</p> <p>こうした悲観的な将来見通しに追従した論法は、財務省が財政健全化の指標としている「国と地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス＝PB)の黒字化目標とも共通しています。PB黒字化は帳簿上住民税の前借りの地方債で赤字を補填していかざるをえませんから、人口減少から増加に転換できなければ実質黒字化は不可能です。結局は人口増＝税収増へ転換する有効な施策を考え責任をもって実行する仕組みが必要です。</p> <p>●9年連続人口増を実現した明石市の泉市政から得られる人口回復へのヒント</p> <p>泉房穂市長が2011年に就任した頃、明石市は人口減少が始まっていて財政は赤字。就任直後から始めた現金給付ではなく、子育て支援、障がい者や無戸籍者支援、犯罪被害者の賠償金や離婚女性への養育費不払いの立て替えなどといった社会的弱者に寄り添うきめ細かな支援施策に取り組んで徐々に人口減を回復。特に子育て支援策では所得制限なしで「医療費・給食費・保育料・公共施設・おむつ」の5つの無料化を実施した「子どもを核としたまちづくり」政策が市民に歓迎されました。これは前にも触れましたが、政治や行政が家族問題直接介入してはならないという「政治は家</p>	

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>族に入らず」の考え方は、「子どもは親の所有物」だから貧困家庭の子どもは大学に進学できないのは仕方がないという考え方に同調させられたように、満足な食事も与えられないで飢えに苦しむ子供たちでさえも見て見ぬふりをする社会になってきています。直接困っている子供たちに支援の手を差し伸べなければ社会全体が維持できない時代に入っているとき、それを助ける制度を作って行政が支援することこそ、本当の少子化対策のはずです。</p> <p>明石市ではその施策をきめ細かくやってきたことが、2020年に9年連続人口増、2022年の国勢調査で出生率は国の1.33を大きく上回る1.62を実現させました。人口30万という中核都市の経験は、5～10万未満の小規模自治体の丹波市では比較にならないという意見が当然あるでしょうが、抱えていた少子化問題は同じでした。</p> <p>私は今回の議員定数問題の背景を、そういう視点から考えることを提案したいと思います。明石市のホームページにアクセスすれば、すぐに具体的な少子化対策の中身を知ることができます。是非参考になさることをお勧めします。</p>	
20	第2部 6頁 定数	<p>議員定数を減らすのはよくないと思います。減らすどころか、あと2、3人増やしてほしいと思います。その理由としては①身近な議員さんがさらに減るということは、今でも市民の声がなかなか届いていないのに、拍車をかけることになる</p>	<p>提言の主旨を変えることはしませんが、①については、報告書に「さいごに」を追加します。No.22をご参照ください。</p>



No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>からです。</p> <p>②人口減傾向のことを理由にあげているようですが、人口減がありきではなく、人口減に歯止めをかける政策が必要だと思います。</p> <p>③民主主義の理念からして、いろんな考えをもつ議員さんが複数おられることで多様な意見が出て、それらを議論することが大事だと思います。</p>	<p>また、②についてはご意見として承ります。</p> <p>③については、No.4をご参照ください。</p>
	その他	<p>(そのほか)</p> <p>○市民と議員さんがもっと近い関係になる手立てを打ってほしいです。</p> <p>○本会議などを市役所のロビーや市民プラザでリアルと過去の映像を繰り返し流して、市民が議会に触れる機会を増やしてください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
21	第2部 6頁 定数 7頁 報酬 8頁 費用弁償 政務活動費	<p>月額報酬、費用弁償、政務活動費、役職別の月額追加報酬については、議員は4年任期の不安定な身分であり、議員の収入で生活ができ、職務に専念できるために必要であると考え、賛成します。定員については30年まで現在の定員20名を維持することを主張します。憲法は国会と地方自治を規定している。地方自治体は都道府県と市町村の2種類に分けられる。都道府県はより広い地域を基盤とすることから広域自治体と呼ばれ、市町村は住民により近い存在として、基礎自治体とも呼ばれる。都道府県は河川や道路などインフラ整備、高校の設</p>	<p>提言内容は変更しませんが、市政課題についてのご指摘は、貴重なお意見として承ります。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>置・管理、小・中を含む公立学校の教職員の任免や給与負担、警察、広域的な都市計画、児童相談所や保健所の設置などを行う。市町村は生活保護、介護保険、国民健康保険、都市計画、上下水道、小・中学校の設置・管理、廃棄物収集、消防、住民票発行などを行う。金銭面からは、地方自治体の歳入については、国から地方交付税と補助金という大規模な財政移転が行われ、歳出については、中央政府は45.2兆円に対して地方自治体は71.3兆円と逆転している（平成30年度）（以上、曾我謙悟著日本の地方政府を参照した）。いかに地方自治体が重要な任務を与えられているかを認識させられます。この地方自治体は首長と議会がそれぞれ選挙で選ばれ、首長が行政を行い、議会がその行政をチェックし、議案を提出する、住民の請願を処理する。丹波市は本年度予算一般会計371億、特別会計162億、公営企業会計104億、合計637億円を上程した。議員2名分の経費は1,200万円であり、財政状況からみれば、今後も負担しうらと思う。本年4月の丹波篠山市人口4万人は丹波市人口6万3千人の63%で財政も厳しい中、引き続き議員18名を決めた。丹波市議会議員は地元の代表で地元の利益7割、丹波市全体の利益3割位で全体を考えに入れつつ、地元の利益を優先させないと、理想に流されてしまい、現実的な施策を実行できない。この2回の選挙を振り返ると、16年の選挙は8人の落選、20年度は3人の落選だった。1,100票前</p>	

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>後が当選ラインで厳しいが、立候補もあり、選挙活動も活発である。今後、ゴミ袋問題、デマンドなど公共交通問題、小学校統廃合問題をはじめ、地球温暖化によるコロナ等のパンデミック対応、14年の市島豪雨災害のような気候危機対応、厳しさを増す経済で経済的弱者への対応など丹波市の問題は山積しています。丹波市議会が住民の代表として20名を確保し、市長の行政をチェックし、住民と充分コンタクトをとり、住民の要求が行政に生かせるように頑張してほしいと思います。</p>	
22	第2部 6頁 定数	<p>議員定数を20人から18人に削減することに反対です。現状の20人でよいと思う。</p> <p>理由</p> <p>丹波市は合併以来議員定数を削減し、合併当初から見れば3分の2となっている。議員の仕事は行政のチェックだけではなく、住民の代表であり、代弁者である。</p> <p>議員定数の削減は少ない人口の地域では議員を出すのが困難になる。その分、人口の少ない地域の声を議会に届けられなくなる。</p> <p>合併以来、周辺地域では人口減少が中心地域に比べて人口減少が進んでいる。その上、小学校の統廃合でさらに拍車がかかろうとしている。</p> <p>これ以上議員を減らすことはさらに、周辺地域を人口減少に追いやり、行政の光が届かなくなる。議員定数削減は再考す</p>	<p>提言内容は変更しませんが、ご意見をふまえ、報告書に「さいごに」として、「1 市民からの多様な声に目配りすること」を追加しました。</p> <p>1 市民からの多様な声に目配りすること</p> <p>定数を減らすと「人口の少ない地域の要望」など少数意見が届きにくくなるとの意見が多く出された。</p> <p>この観点について、「どの程度の少数か」と考えるなら、たとえば100人という少数の声を代表するには100人に1人の議員がいるとよい。従って、論点整理の「ア 人口/議員数」を客観的な判断基準としたい。第2部「1 議員定数について」(5)のイで示したように、1議員当たりの人口は2030年時点で3,057人と現在の3,073人から微減の予測である。1議員の立場から考えるなら、少数に対する目配りは失われないものとする。今後</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		べきである。	とも一人一人の議員が、市民に身近に感じてもらえるよう、多様な手段で広聴活動にあたらなくてはならない。
23	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<p>議員定数削減については賛成</p> <p>ICTが普及する中で議員を介さないと市政に市民の声が届きづらいと思わせる仕組み自体に問題があると思います。ネット等を活用したアンケートや一定数以上の署名がある提案・要望があった場合、市当局は数ヶ月以内に回答しなければならないといった仕組み等の整備を検討してみてもは。現行ではうさ型の特定の意見が強調され、サイレントマジョリティーが後回しにされているように感じ、市運営が非効率になっているように感じます。</p> <p>また、議員を削減する分、各議員が総務文教常任委員会、民生産建常任委員会の両方に所属できるようにすればいいのではないのでしょうか。現状でも本会議では所属委員会に関係なく質問できると思いますので。これで稼働日数が上がるのであれば、報酬をあげればよい。</p>	<p>前半については、議会運営に関するご意見として承ります。</p> <p>後半については、予算決算常任委員会についてはすでに全委員兼務ですが、その他の2常任委員会については、その委員数を前提に16人以上という最低ラインを設けましたので、兼務の必要性はありません。</p>
24	第2部 9頁 議会モニター	<p>議会モニター制度は不要であると思います。市民に何のメリットがあるのですか。</p> <p>案の中で評価項目も評価基準も示されていません。質問内容を評価するとなると選挙も経ていない評価者の主観に大いに依存することになり問題だと思えます。また、「議員評価は選挙において為されるべきものとの原則もあり、議員評価を</p>	<p>議会モニター制度については第2部提言から削除し、報告書に追加する「さいごに」の「3 議会の活性化と議員力の向上について」で例示的に加えるにとどめるものとします。追加文案については、No.15の回答をご参照ください。反対とのご意見は今後の議会改革議論における参考とさせていただきます。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>本人以外に公開することは慎重に検討すべき事項と考える。」とされており、市民に非公開が原則で「開かれた議会」に逆行し、市民にメリットがあるとは考えられません。事務局の手間を増やすのと、予算の無駄遣いだと思います。これをするくらいなら各議員の議会活動の見える化に取り組むべきではないか。例えば、広報等で議員の出欠や遅刻などを公表したり、委員会内で誰がどの質問をしたかが広報でわかるようにするなど議会の見える化の方が市民のメリットが大きい。</p>	
25	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18人にする必要はない。</li> <li>・市民に更に遠くなる。</li> <li>・最低25の定数が必要ではないか。少なくて良いことはない。</li> <li>・3委員会各8名とすれば、24名必要である。</li> <li>・2委員会では、民生産建の所管が幅広く難しいのではないかと感じる。</li> <li>・行政に対して、定数を減らすほどに議会の力は小さくなる。</li> <li>・報酬は上げるべきである。40万円～50万円。都会では事務所を持てるぐらいの報酬がある（これでは足りませんが）。</li> <li>・議員は専任できるように、どんどんがんばって欲しい。</li> </ul>	<p>市民との距離については、報告書に「さいごに」を追加し、考え方を記させていただきました。No.22をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会数は2委員会で対応できています。</li> <li>・議会のチェック機能は議員力の向上を持って補います。</li> <li>・報酬については、内容の変更はせず、ご意見として承ります。</li> </ul>
26	第2部 6頁 定数	<p>議員定数を減らす事には反対です。</p> <p>市民の願いや思いを市政に届ける役割がある議員の数をへらす事は、市民が大切にされているとはとても思えないです。</p>	<p>No.22の考え方をご参照ください。</p>
27	第2部	<p>議員定数について</p>	<p>提言の内容は変更しませんが、報告書に「さいごに」を追加し、</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
	6 頁 定数	<p>少子化により学校も統合されるようになりました。高齢者に目を向けると入所の順番待ち、家庭では老々介護・・・と以前よりもたくさんの問題をかかえるようになっていきます。地域によって市民の願いも少しずつ違っているものと思われま す。(高齢者宅を訪問していつも感じることです。)</p> <p>市民の一人として、地域の実態を知り、声をすい上げてもら える議員さんはこれ以上減ってもらっては困ります。若い方 からベテランまでいろんな角度から物事を議論できる議会で あってほしいと思っています。</p> <p>少数精鋭・・・といわれると若者が手を挙げられません。門戸 は広くお願いします。</p> <p>やる気のある丹波市民のことを、丹波の未来のことを一生 懸命考えてがんばってくださる議員さんになら負担額が増え ても文句はいいません。</p>	考え方を追記いたしました。No.4、No.22 をご参照ください。
28	第1部 5 頁 車座ミーティ ング 6 頁 定数 7 頁 報酬	<p>(2) 議員定数に関する参加者からの主なご意見</p> <p>「市民からは現状に不満の声はなかった。減らしてはどうかとの声が複数あったが、明確に増やす方向でという意見はなかった。後略」と記載がありますが、私は、車座ミーティングに参加し、進行のお手伝いをしていたとはいえ、明確に「増やす」方向性を意見した1人です。よって、「なかった」という記載は改めていただきたいと思います。</p> <p>具体的に申し上げたことは次の通りです。「4年に1度の選</p>	<p>車座ミーティングで出たご意見の集約方法に関して、具体的に記載する形で修正いたします。</p> <p>また、報告書「さいごに」に多様性についての検討と議会の考え方を記載しました (No.4 参照)。</p> <p>(旧) (2) 議員定数に関する参加者からの主なご意見</p> <p>市民からは現状に不満の声はなかった。減らしてはどうかとの声が複数あったが、明確に増やす方向でという意見はなかった。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>挙で当落が決まる現状の議員は報酬がいくら高くても安定性にかける。女性や若者が立候補しにくい理由は多岐にわたるだろうが、このことも1つであると考え。ダブルワーク・トリプルワークなど、多様な働き方も広がる中、地域で事業や地域づくりに携わる・働く多様な人が議員となる方が、逆に不安定さが解消されるとともに、市政に多様性を確保することができる。つまりは議員数を増やし、報酬は減らす、より多様な人が議員として議会に関わりやすくするという考え方があるのではないか</p> <p>上記の意見は「■第2部議員定数・報酬等についての提言」部分についての意見でもあります。</p> <p>修正対応は「なかった」ではなく「ほとんどなかった」「少なかった」等とされるかと思いますが、そのような多様な視点からより丁寧に調査、検討をされることが必要であったことは課題として記載されるべきと考えます。</p> <p>(3) 議員報酬に関する参加者からの主なご意見の記載について。</p> <p>前半部分については、もっぱら議員に専念する前提で生活安定する報酬をとという意見が多かったとあるが、先の項目にも意見を記載したとおり、議員のあり方そのものを考え直すべきであることを、今後の課題として記載しておく必要があると考</p>	<p>全般に定数に関する関心は薄く、量より質を高めることを希望する声が目立った。</p> <p>委員会での議論が活発であることが重要との議会としての認識は共有いただけた。</p> <p>(3) 議員報酬に関する参加者からの主なご意見</p> <p>市民との意見交換を通じて、多くの方から「若い人が挑戦しやすい報酬に」との声をいただいた。これら市民の声は、若い人が安心して政治に取り組めるだけの収入を保障すべきとの考え方ととらえることができる(役務対価より生活保障に近い考え方)。</p> <p>また、他市等と比較して丹波市議会の議員報酬が低いことについて、水準を合わせることの必要性を指摘する声をいただいた。</p> <p>一方で、市民の方々からは、議員の活動が見えないという厳しい声も頂戴した。報酬を役務への反対給付とするならば、報酬額にふさわしい役務の実績を市民に実感していただけていないのが現状と言わざるを得ない。</p> <p>(新)(2) 議員定数に関する参加者からの主なご意見</p> <p>市民からは「増やした方がいい。地域と密着して、声を拾ってもらえる」との声があった。一方で、「委員会が回せるなら定数は16人でいい」「最少人数で最大の効果を上げるのが理想」との声、「人が減れば活動も弱くなる」「多様性を求めるなら現状でも」との声もあった。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>えます。</p> <p>また他市との比較の中で低水準とありますが、他市との比較は報酬の根拠の1要素に過ぎません。他市が下げれば丹波市も下げる、他市が上げれば丹波市も上げる、そういうことが判断理由であれば、お互いの様子伺いになるだけ、そもそもこのような特別委員会さえも必要ないではないでしょうか。丹波市の市議会議員が果たしている役割、評価、加えて、実際に議員としての職務に費やしている時間やその費やしている時間の「内容」について「より具体的に」把握し、精査した上で、それがどの程度の社会的価値のある仕事なのか、適切な報酬を検討するべきであったと考えます。</p> <p>また、今後の重要な課題として、地域が縮小に向かい、これまでとは異なる、住民自治と行政（団体自治）との関係性の再構築が求められる中、議員とはどうあるべきか・果たすべき役割は何か、という根本的な視点が欠けていると考えます。</p> <p>上記の意見は、他にP 7「2. 議員報酬について」に対する意見でもあります。</p>	<p>全般に定数に関する関心は薄く、明確な意見の一致は見なかった。しかしいずれの方向にせよ、「人数ではなく質が大事ではないか」「市民の声を聞ける体制や行動があるかどうか問題」という意見にあるような、質を高めることを前提とする声が目立った。</p> <p>委員会での議論が活発であることが重要との議会としての認識は共有いただけた。</p> <p>(3) 議員報酬に関する参加者からの主なご意見</p> <p>市民との意見交換を通じて、「子育て世代で、現在の報酬は少ない」「もっと貰っても良い、若い人はやりたがらない」に代表される若い人の活躍に期待する意見を多くいただいた。これら市民の声は、若い人が安心して政治に取り組めるだけの収入を保障すべきとの考え方ととらえることができる（役務対価より生活保障に近い考え方）。</p> <p>「兵庫県の最低賃金から考えると今の金額でよい」との声もあったが、全体としては、「思っていたより少ないと思った」「責任ある立場なので、しっかりと報酬をもらうべきである」に代表される、増額してはどうかとの意見が目立った。</p> <p>一方で、市民の方々からは、議員の活動が見えないという厳しい声も頂戴した（「住民と議会（議員）との距離があるように思う」「議員が何をしているのかよくわからない」）。報酬を役務への反対給付とするならば、報酬額にふさわしい役務の実績を市民</p>



No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
			<p>に実感していただけていないのが現状と言わざるを得ない。</p> <p>最後にいただいている根本的な視点についてのご指摘に関して、第1部に「7 議会の機能と議員に求められる能力」を追加しました。No.4をご参照ください。</p>
29	第2部 8頁 報酬	<p>「4 議長、副議長、委員長、副委員長の報酬について」委員会も傍聴させていただきましたが(オンライン及び録画)、この報酬額を決める議論があまりにも短絡的であると考えます。兵庫県内他都市の状況を見て、減らす、やめるという議論がほとんどでした。中には神戸市が副委員長等の報酬を出していることに対して「神戸市は特別やから別」という言葉まで議員から発せられていました。思考停止状態だと感じました。調査委員会のはずが、調査を適切にされたのか疑問を感じざるを得ませんでした。</p> <p>丹波市の議長、副議長等、各役職の責務、実際に費やしている時間、またその内容を具体的に精査し、必要なものかどうか丁寧に議論すべきであったと考えます。またその議論がパブリックコメント資料を議題とした最終段階の委員会で協議されていることにも、議論が深まっていないと感じました。</p> <p>今回の結論はこの内容としても、議員の活動が見えないと</p>	<p>委員会での討議は、決して短絡な議論であったわけではありませんが、それらを言語化することが不十分であったとのご指摘は受け止めます。</p> <p>言語化しないまでも、議論の前提としていた、各職務の由来について、報告書に追記しました。No.7をご参照ください。</p> <p>最後にいただいた説明責任についてのご指摘について、議員一般に関して今回「原価方式」を示しましたが、各役職での調査に関し、貴重なご意見として承ります。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>言われている以上、これまで以上に具体的に・数値と内容で市民に情報を開示、説明する必要がある、それに基づいた報酬を決めるべきだと考えます。</p>	
30	<p>第2部 8頁 政務活動費</p>	<p>同じく委員会を傍聴させていただきましたが、そもそも議員が「政務活動費」が何か、定義や支給ルールすらわかっていないような質問や議論をされていたように思います。それすらわからずに議員活動をされていたのかと疑問を感じざるを得ませんでした。</p> <p>そのような中であっても質の高い活動をしていただくには増額することは必要性があると考えますが、その金額を決める議論が不十分です。具体的な議員としての政務活動にどの程度のコストがかかるのか、かけていくべきなのかの具体的な議論がされているようには聞こえませんでした。増額は賛成しますが今後の課題として前述の項目と同様に、議員の活動が見えないと言われている以上、これまで以上に具体的に・数値と内容で市民に情報を開示、説明する必要がある、それに基づいた報酬を決めるべきだと考えます。</p> <p>もう少し言及すれば、質向上のための増額であれば、5,000円/月で更に何ができるのでしょうか。まして、現時点でも使い切っていないということは、質向上に必要なことは、活動費ではないのではないのでしょうか。これは報酬の議論とは別で</p>	<p>ご指摘の点は、今回の報告書で提案している政務活動費の報告会など、今後の運用の中で改善していくものであると考えます。貴重なご意見として、承ります。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>すので、引き続き議会で質向上に向けた調査・勉強を継続していただきたいと思います。</p>	
31	その他	<p>この半年程度、この調査委員会に限らず、できる限り多くの議会・委員会の傍聴・録画視聴をしてきました。残念ながら、議員として長く活動されている方から出てくるとは思えない、知識不足の質問・意見も多く見られました。また、本会議や委員会への出席の態度・言葉遣いも市民の代表とはいにくい議員も見られました。仰け反ったり、井戸端会議のような話し方、言葉遣いであったり、または、委員長や行政当局を軽視したような発言をされている議員もおられました。議会での協議・対話は誠実な態度と信頼関係・相互の尊敬の上に成り立つと考えますが、そのような議会の雰囲気は感じにくい状況でもありました。</p> <p>また、本会議や委員会は個の議員と行政当局との個別やりとりが多く、対話や協議、審議とは言えないように感じます。議員同士の対話、協議する時間がまだまだ少ないように感じます。議員数が報告書の通りであれば、多様性を確保するためには、それぞれの議員が自ら多様な市民と対話し、議会においても、相互理解と創造的な議論をする必要があると考えます。</p> <p>選挙＝評価とはいえ、市民からは見えない・対話の場が少ないとの声も出たことが報告書に記載されている以上、議員</p>	<p>報告書に追加する「さいごに」に、「3 議会の活性化と議員力の向上のため不断の努力を行うこと」を追加いたします。No.15をご参照ください。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>それぞれがこの機会に、白らを省み、さらなる努力が必要と考えます。</p> <p>特に、今回の調査により、市民との対話の場が重要であるという課題も指摘されました。そのことに積極的にどのように取り組まれるのかについても、本報告書の本旨ではないとしても、言及するべきではないでしょうか。</p>	
32	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<p>議員定数・報酬等の調査報告書にあたっては、なぜ今それらを考えなければならないかという議員定数・報酬等調査特別委員会の目的が述べられておらず、そのため、あとの報告をどのように解釈していいのかわかりにくいものになっています。提言の中では、議員定数と報酬についての結論が書かれていますが、それらについての報告や法律、近隣市との比較によって結論が導かれています。定数についてはP.6</p> <p>「不満は聞かれなかったことから・・・」とありますが、誰からの不満なのかが不明なのと、消極的な意見であることから、もっと、市民の生活に影響を及ぼす理由はなかったのかと思いました。報告書に、地方自治法に「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会議に出席し議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動を行い、その職務の遂行に努めなければならない」旨の規定を新たに設けること・・・と書いてありました。議員の職責、職務がこのとおり</p>	<p>前段については、報告書に「はじめに」を追加しました。No.3をご参照ください。</p> <p>ご提案の内容について。副業としての議員という方向性は、第1部で記したように、地方分権が進むなかで議員に求められる専門性が高くなっているなかで、難しい側面があると考えています。理解を深めるため、第1部に「7 議会の機能と議員に求められる能力」を追加しました。No.4をご参照ください。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>であるなら、定数は規則や市の面積、市の人口、近隣市との比較はもちろんです、それだけではなく、市民の声をどれだけ拾って、どれだけ政策につなげたかが重要であると思います。しかし、それらの資料は提示されていません。</p> <p>私は、丹波新聞やラジオなどを聞いていて、丹波篠山市は、いろいろと地域性にあった政策をされているなど感心しています。私は役所の方と連携をして仕事をしているので、丹波市職員が一生懸命に働いていらっしゃることは理解していますが、丹波市の特徴を生かした政策があるかと言えば、思いつきません。そう考えると議員さんに調査研究、市民意思の把握をさらにしていただいて、市政につなげてほしいものです。報告書にもあるとおり、議員には多様性が求められています。少なくとも、固定化したメンバーで多様な市民意思の把握は、難しいのではないのでしょうか。私は数か月前に、意見交換会に参加させていただき、ジェンダー平等についての話をしました。その時、議員さんは「そんなこと初めて聞いた・・・」とおっしゃいました。少ない議員さんであれば、考え方や意見の多様性はどうしても制限がかかります。今の議員さんのFacebookを読んでも、ジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスを感じるがあります。私はその議員さんを非難しているわけではないのですが、多様な議員さんがたくさんいらっしゃるからこそ、多様な市民の意</p>	

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>見を把握し、理解することができるのだ・・・と言いたいです。人数が少なければ、議員さん全体の興味関心が限られ、いろいろな意見を拾うことは難しくなってくるのではないですか？議員の質の向上と言ってもどうやって質の向上を図ろうとされているのでしょうか？</p> <p>&lt;提案&gt;</p> <p>議員さんは多い方がいいと思います。それは、議員さんが多いと考え方に広がりがあるからです。ですが、議員報酬に少ない丹波市の予算を充てることができません。ですから、議会を土日や夜にして、副業(複業)ができるようにすればいいと思います。今、パラレルキャリアが注目されています。ですから、複業ができる議員であれば、議員報酬も低く抑えられますし、いろんな仕事をしている人が議員になれば、市政も広がると思います。</p>	
33	第2部 6頁 定数	<p>丹波市をよりよい方向に持って行かれるためとかこんな政策を実現したいという思いがあり、立候補されたと思います。</p> <p>選挙の時に市民からいろいろな要望をきかれたのではないですか？人口が減るからといって定数を減らすのはおかしいと私は思います。他の市では政策によって若い方々が移住し、人口増になっているところもあります。</p> <p>20の定数でも十分とは思っていません。これ以上定数を減らしていくと市民の声をすい上げることが困難になると思い</p>	No.22の回答をご参照ください。

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		ます。私の近くにも議員はおりません。これから立候補したいと思っている人の門戸を閉ざす事にはなりませんか。私は反対です。	
34	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数は、今のままでよいと思います。旧町時代に比べ、ずいぶん少なくなっています。議員さんが身近に感じられないのも少ないせいではないでしょうか？</li> <li>・報酬については、若い方が議員になられても現状で大丈夫だと思います。</li> </ul>	定数については、No.22 の回答をご参照ください。
35	第2部 6頁 定数	<p>定数削減に反対します。</p> <p>直接参加の議会が望ましい。</p> <p>市民の意見、希望につながらない削減は絶対すべきでない。</p> <p>力のある者、金のある者に権力が集中し、格差を生み、引いては地域格差を拡大し取り残された者、地域を放置したまま、今だけ、金だけ、自分だけ。</p> <p>公募された審議会の意見の正当性の有無も論議しない。ゴミ袋問題をとっていても市民はあきれています。丹波市議会は恥ずべき存在ですよ。県下一高い料金、ゴミ、水、考えてもらいたい。</p>	代表制民主主義が前提ですので、直接参加はできません。以降はご意見として承ります。
36	第2部 6頁 定数	<p>丹波市民になって十数年になります。</p> <p>これまで一部の議員さんによるくらしのアンケートのようなものが実施された記憶がありますが、それ以外、市民の声(要望)が議会に届けられている実感はありません。</p>	<p>制度(定数)についての議論と、政策(人口減少対策)についての議論は分けて考えます。</p> <p>パブリックコメント募集方法については、ご意見として承りま</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>今回の調査報告委員会の統計的な資料を参照せよということですが、それで解決できるように思いません。例えば人口削減だから議会定数を減らす短絡的な考え方は同意できません。丹波市で若者が定住するにはどうしたら良いか、人口増をどう実現するか大きな課題を成功させる努力がむしろ必要ではないでしょうか。市民のくらし以外でも丹波の山林、田畑の保全をどう未来にむけてつくっていくのか議会の英知が求められていると思います。今回の募集のやり方も一考すべきかと思います。(せめてこの用紙を添付すべき)</p>	<p>す。</p>
	<p>その他</p>	<p>また議員さんも頑張っておられるでしょうが、市民の切実な声に忠実に行動してほしいです。近々のゴミ袋(可燃)の値下げに反対した13名の議員には猛省をお願いしたいです。</p>	<p>—</p>
<p>37</p>	<p>第2部 6頁 定数</p>	<p>私は、議員定数削減は、次の理由で反対します。</p> <p>市議会は、予算・決算の審議、市条例の制定や行政のチェック(監査機能)などを行う大切な機関です。民主主義は、最終的には多数決で決めることとなりますが、少数であっても意見を表明する機会がなければなりません。</p> <p>定数を削減すれば、当選できる票数が上がり、ますます普通の若者は出られなくなり、ベテランと地域のボスしか当選しなくなると思う。</p> <p>固定票の少ない若手の新規参入が厳しくなり、既得権益と固定票のある年配議員に有利に働くとおもいます。</p>	<p>No. 2、No. 4、No.22 の回答をご参照ください。</p>



No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>議員定数は、削減すればするほど、投票率は低下します。立候補できない地域が生まれ、関心が低くなるからだと思います。定数を削減すればするほど議会不要と考える人が増えると思います。</p> <p>立候補者が議員定数より少ない自治体では、議員定数や報酬を議論される事を聞きます。</p> <p>丹波市の場合は、立候補者が議員定数を下回るような状況ではありません。なぜ今、議員数削減の提案が出ているのか理解できません。</p> <p>住民が減っているから、議員数を減らすと言うが、本質はなぜ地域の人口減少が止められないのか、それに対応するための具体的な解決策・処方箋はなにかという事を議論しなければならないのに、問題がすり替えられているような気がします。</p>	
38	第2部 6頁 定数	<p>議員定数削減に反対します。</p> <p>チェック能力の維持が重要</p> <p>行政組織をチェックする議員の定数を減らせば、それだけ行政に対するチェックが甘くなる。</p> <p>過去の水道問題や補助金不正受給などで100条委員会の設置においても議員数が少なくなれば追求が弱くなる。議員が少なくなればなるほど、首長の独断的な行政運営が可能になっていく。</p>	<p>提言の主旨は維持しますが、「7 議会の機能と議員に求められる能力」を追加し、ご意見の主旨を報告書に反映しました。No.4を参照ください。</p>

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>議員定数を減らしていくことは、有権者の支持を得られやすいが、行政のチェック機能が充分担保できるのか見極める必要がある。</p>	
39	第2部 6頁 定数	<p>議員定数の削減は、反対です。</p> <p>市民が議会や行政に要望事項を伝え実行してもらうために、議会請願の制度があります。請願を議会(委員会)で受け付けてもらうには、紹介議員(該当委員会委員以外)が必要です。議員の中には、紹介議員になることを断わる議員もおられます。議員定数が削減されれば、紹介議員になれる議員数が少なくなり、議会請願をおこなうことが今より困難になり、民意が議会に届きにくくなります。</p> <p>議員数が少なくなると、身近に議員さんが居なくなり、私たち住民の要求が伝わらなくなる。</p>	No.22 の回答をご参照ください。
40	第2部 6頁 定数	<p>議員定数削減は反対です。</p> <p>丹波市は面積が 500 km<sup>2</sup>と広く、除雪作業が必要な地域、過疎地に指定されている地域、デマンドタクシーの利用でも旧町のエリアから出られないなど、地域によって異なる状況があります。</p> <p>丹波市合併にともない、周辺の旧町は大きく人口が減少しています。</p> <p>議員数が削減されたら、人口の少ない地域の要望などが議員に伝わりにくくなります。</p>	No.22 の回答をご参照ください。

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
41	第2部 6頁 定数	<p>議員定数は削減しないで、現状維持の20名とすべきです。</p> <p>議員定数を減らす長所として、・議事が簡潔に効率的、・審議時間が短く効率的、・経費節減、議会も行政の一環として削減、などの意見が言われています。</p> <p>しかし、簡潔、短時間、効率的とは、民主主義の基本である「少数意見の尊重」がおろそかにされたり「なれ合い」になっていかないか心配です。</p> <p>行政の経費削減は、職員数を減らしてはいるが外注や派遣・非常勤職員などに置き換えるなどでおこなっている。市会議員は外注や派遣・非常勤職員に置き換えることはできない。同一に論じるべきではありません。</p>	No.22 の回答をご参照ください。
42	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<p>議員定数削減に反対</p> <p>報酬をへらすべき</p> <p>市民の声がきこえないと思う。</p>	No.22 の回答をご参照ください。
43	第2部 6頁 定数	<p>山南、柏原の委員さんには雪の実感がないと思います。</p> <p>寒冷地の議員が必要です。</p> <p>議員を増やしてほしいぐらいです。</p>	No.22 の回答をご参照ください。
44	第2部 6頁 定数	<p>議員定数削減には反対です。</p> <p>議員の数が減れば、住民の意見が届きにくくなります。議会請願の制度がありますが、身近な所の議員でなければ紹介議</p>	No.22 の回答をご参照ください。

No.	該当項目 (頁)	意見・提案の概要	委員会の考え方
		<p>員にもなってもらえにくい実態があります。</p> <p>住民人口が減っているから議員定数を減らすと言う意見がありますが、意見がとおりにくい地域になると住む人はもっと少なくなります。</p> <p>今の丹波市の人口では議員定数は 23～25 でもいいはずで す。丹波市より少ない人口の丹波篠山市の議会の定数と同じ になるという事にはなっとくいけません。</p>	
45	第2部 6頁 定数 7頁 報酬	<p>私は、嫁に来てこの地で40年余をくらしていますが、自然と伝統に恵まれた当地を誇らしく思っています。しかし、人口減少し商店街がさびれ学校の校庭が草だらけになっていく姿が痛ましい限りです。</p> <p>そんな時だからこそ市議会議で諸課題について私利私欲なく論議し、本当の良い市政を望みます。その為には、ちゃんとした議員さんが必要です。しかもおおぜいで論議すべきです。少人数ではどちらかに引かれて独裁になる恐れあり。</p> <p>従って定数は現状が+1、+2を望みます。また予算もつけ議員さんの仕事がまっとうに出来る報酬を付け、公開し、活動が市民によくみえるようにして下さい。</p>	<p>No.2、No.4の回答をご参照ください。</p> <p>最後にご指摘いただいている「活動が市民によくみえるように」については、今後の議会改革へのご意見として承ります。</p>
46	第2部 6頁 定数	<p>定数は現行の20名を維持するべきである。</p> <p>削減すると多様な市民の声が届きにくくなる。</p>	No.22の回答をご参照ください。